

司法修習生バッジの取扱いについて

1 司法修習生バッジの貸与

司法研修所(以下「司研」という。)は、司法修習生に対し、導入修習開始時に司法修習生バッジ(以下「バッジ」という。)を貸与する。

2 バッジの破損、紛失時の取扱い

司法修習生は、バッジを破損又は紛失したときは、導入修習時及び集合修習時には司研経理課用度係に、実務修習時には配属地の地方裁判所に、破損届又は紛失届に申述書を添付し、バッジの再貸与を受ける。

3 バッジの返還

(1) 司法修習生の身分喪失時

司法修習生が、司法修習生の身分を喪失したときは、バッジを身分証明書、返還教材等とともに司研総務課に返還する。

なお、紛失した場合は、紛失届を提出する。

(2) 修習終了時

司法修習生は、考試期間中にバッジを司研に返還する。

返還は、集合修習時に配布する封筒に①期、②氏名、③実務修習庁、④クラス、⑤番号を記載の上封入し、考試会場に設置されている回収ボックスに投入して行う。

なお、紛失した場合は、紛失届を提出する。

【注意】 バッジは考試期間中に必ず返還すること。

なお、やむを得ず考試期間中に返還できなかった場合は、配属地の地方裁判所に適宜の方法により返還する。

(バッジについての問合せ先：司法研修所経理課用度係())